

茨城県報 第5272号

昭和40年3月3日

水曜日

(明治35年3月17日
第三種郵便物認可)

目 次

規 則

- 茨城県衛生関係試験免許営業許可等手数料徴収規則の一部改正..... 1 ページ

告 示

- 青少年に有害な興行の指定..... 2
- 建築基準道路の指定(5件)..... 2
- 道路の区域変更(8件)..... 3
- 道路の供用開始(7件)..... 7
- 木材業者等の登録..... 9
- 茨城県収入証紙売りさばき人の指定..... 9
- 道路の区域変更(4件)..... 10
- 道路の供用開始(3件)..... 11

公 告

- 風俗業者の行政処分に関する聴聞..... 12
- 漁場計画に関する公聴会..... 12

規 則

茨城県規則第10号

茨城県衛生関係試験免許営業許可等手数料徴収規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和40年3月3日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県衛生関係試験免許営業許可等手数料徴収規則の一部を改正する規則

茨城県衛生関係試験免許営業許可等手数料徴収規則(昭和31年茨城県規則第4号)の一部を次のように改正する。

第1条第36号の3の次に次の2号を加える。

- (36の4) 毒物劇物販売業登録票書換え交付手数料 100円
- (36の5) 毒物劇物販売業登録票再交付手数料 200円

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

茨城県告示第266号

茨城県青少年のための環境整備条例(昭和37年茨城県条例第60号)第7条第1項の規定により青少年に有害な興行として次のものを指定した。

昭和40年3月3日

茨城県知事 岩 上 二 郎

指定番号	指 定 日 年 月 日	種 類	題 名	製 作 所	指 定 理 由
173	40. 3. 2	映 画	やめてくれ	国 映	著しく性的感情を刺激し、 青少年の健全な育成を阻害 するおそれがある。
174	〃	〃	春 婦 伝	日 活	

茨城県告示第268号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和40年3月3日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和40年3月3日
 指 定 の 位 置 古河市大字古河字中谷道南2047～6, '2047～13
 道路の幅員及び長さ 幅員 4 m
 延長 36m

茨城県告示第269号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和40年3月3日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和40年3月3日
 指 定 の 位 置 日立市大久保町1745, 1746
 道路の幅員及び長さ 幅員 4 m
 延長 54.3m

茨城県告示第270号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和40年3月3日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和40年3月3日
 指 定 の 位 置 日立市小木津町3285
 道路の幅員及び長さ 幅員 4 m
 延長 17m

茨城県告示第271号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和40年3月3日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和40年3月3日
 指 定 の 位 置 結城市大字結城松木合12151の1~14
 道路の幅員及び長さ 幅員 4 m
 延長 89m

茨城県告示第272号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和40年3月3日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和40年3月3日
 指 定 の 位 置 水海道市橋本町新堀北3584, 3585, 3588~1
 道路の幅員及び長さ 幅員 4 m
 延長 35.75m

茨城県告示第274号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は昭和40年3月3日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和40年3月3日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 主要地方道
- 2 路線名 塙大津港線
- 3 道路の区域

区 間	新旧 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
北茨城市関本町大字八反字猫屋敷153番地の1地先から 北茨城市関本町大字関本上字林崎585番地地先まで	旧	メートル 14.5 ┆ 4.5	メートル 913.0	道路改良工事
	新	14.0 ┆ 7.0	879.8	

茨城県告示第275号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は昭和40年3月3日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和40年3月3日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 主要地方道
- 2 路線名 日立勿来線
- 3 道路の区域

区 間	新旧 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
高萩市大字上手綱字五林場1486番地地先から 高萩市大字上手綱字猫田2155番地地先まで	旧	メートル 14.5 ┆ 3.8	メートル 330.0	道路改良工事
	新	19.0 ┆ 6.0	271.0	

茨城県告示第276号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は昭和40年3月3日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和40年3月3日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 上君田, 高萩線
- 3 道路の区域

区 間	新旧 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
高萩市大字下君田字台1457番地地先から 高萩市大字下君田字古川1571番地地先まで	旧	メートル 5.5 ┆ 3.8	メートル 61.0	
	新	8.0 ┆ 6.0	52.0	

茨城県告示第277号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は昭和40年 3 月 3 日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和40年 3 月 3 日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 1 級 国 道
- 2 路 線 名 6 号 線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
日立市大和田町字万ヶ内 621 番地地先から 日立市大和田町字西川端 789 番地の2地先まで	旧	メートル 13.5	メートル 107.0	
		5.5		
日立市大和田町字万ヶ内 621 番地地先から 日立市大和田町字土手の内 608 番地地先まで	新	32.0	99.5	
		5.5		

茨城県告示第278号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は昭和40年 3 月 3 日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和40年 3 月 3 日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 主要 地方道
- 2 路 線 名 日立 勿 来 線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
北茨城市関本町大字富士ヶ丘字 松原1928番地の1地先から	旧	メートル 10.7	メートル 84.0	道路改良工事
		5.5		
北茨城市関本町大字富士ヶ丘字 竹の平2057番地の1地先まで	新	10.5	80.0	
		8.5		

茨城県告示第279号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は昭和40年 3 月 3 日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和40年 3 月 3 日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 主要地方道
- 2 路線名 結城下妻線
- 3 道路の区域

区 間	新旧 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
真壁郡関城町大字中108番地の7 地先から	旧	メートル 7.0 }	メートル 440.0	
		5.5		
真壁郡関城町大字下1745番地の 1地先まで	新	15.0 }	420.0	
		8.5		

茨城県告示第280号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は昭和40年3月3日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和40年3月3日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 小川, 川島停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
下館市大字伊佐山518番地の14 地先から	旧	メートル 6.5 }	メートル 397.0	道路改良工事
		3.0		
下館市大字伊佐山168番地の3地 先まで	新	15.0 }	580.0	
		3.5		

茨城県告示第281号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は昭和40年3月3日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和40年3月3日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 岩瀬真壁線
- 3 道路の区域

区 間	新旧 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
真壁郡大和村大字本木1981番地の1地先から 真壁郡大和村大字本木952番地の3地先まで	旧	メートル 10.0 } 5.0	メートル 830.0	
	新	13.0 } 8.5	795.0	

茨城県告示第282号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始した。
その関係図面は昭和40年3月3日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和40年3月3日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 主要地方道 埴大津港線
- 2 供用開始の区間 北茨城市関本町大字八反字猫屋敷153番地の1地先から
北茨城市関本町大字関本上字林崎585番地地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和40年3月3日

茨城県告示第283号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始した。
その関係図面は昭和40年3月3日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和40年3月3日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 主要地方道 日立勿来線
- 2 供用開始の区間 高萩市大字上手綱字五林場1486番地の先から
高萩市大字上手綱字猪田2155番地地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和40年3月3日

茨城県告示第284号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始した。
その関係図面は昭和40年3月3日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和40年3月3日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道 上君田高萩線
- 2 供用開始の区間 高萩市大字下君田字台1457番地地先から
高萩市大字下君田字古川1571番地地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和40年3月3日

茨城県告示第285号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始した。
その関係図面は昭和40年3月3日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和40年3月3日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 主要地方道 日立勿来線
- 2 供用開始の区間 北茨城市関本町大字富士ヶ丘字松原1928番地の1地先から
北茨城市関本町大字富士ヶ丘字竹の平2057番地の1地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和40年3月3日

茨城県告示第286号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始した。
その関係図面は昭和40年3月3日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和40年3月3日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 主要地方道 結城下妻線
- 2 供用開始の区間 真壁郡関城町大字中108番地の7地先から
真壁郡関城町大字下1745番地の1地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和40年3月3日

茨城県告示第287号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始した。
その関係図面は昭和40年3月3日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和40年3月3日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道 小川, 川島停車場線
- 2 係用開始の区間 下館市大字伊佐山518番地の14地先から
上館市大字伊佐山168番地の3地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和40年3月3日

茨城県告示第288号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始した。
その関係図面は昭和40年3月3日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和40年3月3日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道 岩瀬, 真壁線
- 2 供用開始の区間 真壁郡大和村大字本木1981番地の1地先から
真壁郡大和村大字本木952番地の3地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和40年3月3日

茨城県告示第289号

茨城県木材業者等登録条例第5条第1項の規定により下記の者を木材業者等として、登録したので、同条第3項の規定により公示する。

昭和40年3月3日

茨城県知事 岩 上 二 郎

第1種業者登録

登 録 年 月 日	登録番号	住 所 (所 在 地)	名 称	氏 名 (代表者名) (氏 名)	営業所又は工場		業 種
					名 称	所 在 地	
昭和40年 2月17日	北振 第349号	西茨城郡岩間町 大字下郷4557	泉屋材木店	大関 清	左記名称に 同じ	住所に同じ	
"	" 第350号	岩間町大字押辺 52		鈴木 盛	"	"	

第4種業者登録

昭和40年 2月10日	北振 第325号	久慈郡水府村大 字中染3374	(石) 棚谷 製材所	棚谷 石雄	左記名称に 同じ	住所に同じ	
昭和40年 2月15日	" 第326号	高萩市有明町3の 60	有明木材	池崎 孝至	"	高萩市安良 川270	
"	" 第327号	勝田市馬渡町11 41	株式会社 久保商店	代表取締役 久保 鉄男	"	住所に同じ	
昭和40年 2月19日	" 第328号	高萩市大字上君 田1034	豊田製材所	豊田 守	"	高萩市大字 上手綱4102	

茨城県告示第290号

茨城県証紙条例第5条第1項に規定する茨城県収入証紙売りさばき人に下記の者を指定した。

昭和40年3月3日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

所轄県税 事務所	許 可 年 月 日	指令番号	住 所	営 業 地	氏 名	生年月日	区分	備考
土 浦	昭和 40. 2. 15	土税第3号	茨城県土浦 市大和町30 41番地	茨城県土浦 市大字中14 00番地	加藤 貞夫	明治 41. 7. 10	新規	

茨城県告示第291号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は昭和40年3月3日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和40年3月3日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 主要地方道
- 2 路線名 笠間, 常陸太田線
- 3 道路の区域

区 間	新旧 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
常陸太田市藤田町字新子屋779番 地の1地先から	旧	メートル 5.0	メートル 754.0	
		5.0 6.5		
久慈郡金砂郷村大字小島字堂城 町227番地の1地先まで	新	10.0	730.0	
		10.0 19.4		

茨城県告示第292号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は昭和40年3月3日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和40年3月3日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 下宮河内, 下利員線
- 3 道路の区域

区 間	新旧 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
久慈郡金砂郷村大字上利員字後 原1365番地の1地先から	旧	メートル 3.4	メートル 265.0	
		3.4 5.7		
久慈郡金砂郷村大字上利員字勝 地1237番地の4地先まで	新	5.7	247.6	
		5.7 8.5		

茨城県告示第293号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は昭和40年3月3日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和40年3月3日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 主要地方道
- 2 路線名 筑波公園線
- 3 道路の区域

区	間	新旧の別	敷地の幅員	延長	摘要
筑波郡筑波町大字沼田1381番地の2地先から		旧	メートル 18.0	メートル 2,366.43	
			7.3		
筑波郡筑波町大字筑波1097番地地先まで		新	25.0	2,481.43	
			8.2		

茨城県告示第294号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は昭和40年3月3日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和40年3月3日

茨城県知事 岩上二郎

- 1 道路の種類 主要地方道
- 2 路線名 常陸太田、塙線
- 3 道路の区域

区	間	新旧の別	敷地の幅員	延長	摘要
常陸太田市西三町字西三西2142番地の1地先から		旧	メートル 7.5	メートル 40.0	街路工事に伴い道路の区域に加える。
常陸太田市西三町字西三西2142番地の1主要地方道久慈大宮線交点まで		新	15.0	40.0	

茨城県告示第295号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始した。
その関係図面は昭和40年3月3日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和40年3月3日

茨城県知事 岩上二郎

- 1 路線名 主要地方道 笠間常陸太田線
- 2 供用開始の区間 常陸太田市藤田町字新子屋779番地の1地先から
久慈郡金砂郷村大字小島字堂城町227番地の1地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和40年3月3日

茨城県告示第296号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始した。
その関係図面は昭和40年3月3日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和40年3月3日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道 下宮河内下利員線
- 2 供用開始の区間 久慈郡金砂郷村大字上利員字後原1365番地の1地先から
久慈郡金砂郷村大字上利員字勝地1237番地の4地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和40年3月3日

茨城県告示第297号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始した。
その関係図面は昭和40年3月3日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和40年3月3日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 主要地方道 筑波公園線
- 2 供用開始の区間 筑波郡筑波町大字沼田1381番地の2地先から
筑波郡筑波町大字筑波1097番地地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和40年3月3日

公 告

●風俗営業者の行政処分に関する聴聞

風俗営業等取締法第5条の規定により風俗営業者の行政処分に関する聴聞を次のとおり行ないます。

昭和40年3月3日

茨城県公安委員会委員長 川 島 安 右 衛 門

- 1 聴聞期日 昭和40年3月12日
- 1 聴聞場所 茨城県警察本部

●漁場計画に関する公聴会

漁業法第11条第4項の規定にもとづき区画漁業権設定計画について、下記要領で公聴会を開催するから、意見をのべたい方は、御出席下さい。

昭和40年3月3日

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会

会 長 土 岐 田 光 栄

記

1 開催の日時及び場所

日 時 昭和40年3月12日午前10時30分から午前11時30分まで

場 所 土浦市水産事務所会議室

2 議 題 区画漁業権1件

3. 公聴会における発言の注意

- (1) 公聴会において、意見をのべようとする者(公述者)は、住所、氏名、年令、従事する漁業及び、発言の内容要旨等を、書面又は、口頭で当日申し出られたい。
 - (2) 公聴会における公述者、範囲は、次に掲げるものとする。
 - ア 漁業権者、入漁権者
 - イ 漁業権漁業の経営者
 - ウ 漁業協同組合関係者
 - エ 新規希望者
 - オ その他、利害関係者
 - (3) 委員会の委員は、公述者に対して、質疑することが出来る、ただし、公述者が委員に質疑することは出来ない。
 - (4) 委員会は、公聴会において、討論及び票決は行わない。
 - (5) 公述者に不穏者な言動があつたとき、会長は、その発言を禁止し、又は退場を命ずることが出来る。
- ~~~~~

■ 県政の総覧 ～ 県民の六法 ■

☆ 茨 城 県 報 ☆

茨城県の行政機構・財政・農林・水産・商工・土木・衛生・労働・公安・教育・文化・民生等あらゆる行政にわたる県民の権利・自由もしくは利害に、直接間接関係のある条例・規則・告示・公告等は、いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動、日常生活のため必要であり、ぜひ知つてもらわねばならないので、県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は、総務部学事文書課あてお申し込み下さい。購読料は、送料とも1カ月100円であります。

毎週月・水・金曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1カ月)
休日の場合は繰り下ぐ (金 1 0 . 0 円)

茨城県水戸市北三ノ丸119番地

茨城県水戸市北三軒町24番地の4

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所